

西八千代地区中学校対策の方向性について

1 今後の進め方について

西八千代地区の生徒数急増等に伴う中学校対策については、令和 10 年 4 月からの運用を目標に、今後、次のとおり検討を進め、令和 6 年度末には方針を決定するように努めることとする。

- ① 既存施設（当該地区の市立小中学校、又は県立高校等）の活用を基本とする。
- ② 当該地区の生徒数等の状況に応じて、既存施設に対し必要な改修、増改築を実施する。
- ③ 通学区域の変更は、子供・保護者・地域への影響に配慮し、必要最小限とする。

2 これまでの経緯

「西八千代地区小中学校等対策検討委員会報告書（令和 4 年 10 月）」（抜粋）

現段階では、課題解決に時間を要する選択肢や、状況により結果が左右される選択肢を排除せず、あらゆる可能性について引き続き検討することとする。

なお、睦中学校の通学区域内にある「高津中学校許可学区」の今後の取り扱いについては、子供たちの豊かな教育環境を第一に考え、「高津中学校許可学区」の延長も含めて検討するものとする。

（1）「学校新設での対応」について

小学校対策として活用する「旧遊技場跡地」を除く候補地について検討した結果、中学校対策として活用することは下表のとおり困難であることから、「学校新設での対応」については選択肢から外すこととした。

番号	候補地	評価
②	動物専門学校周辺 (大和田新田 1093-8 付近)	主要な土地の地権者の協力を得られる見込みがないことから、活用は困難である
④	大規模農地 (吉橋 2405-1 付近)	農振除外手続きや複数の地権者との交渉などで相当の期間が必要であり、早急に着手しても、運用の開始は令和 13 年度以降となるため間に合わない
⑥	船橋市坪井町の土地	船橋市の政策等との調整や地域住民の理解、複数の地権者との交渉などで相当の期間が必要であり、早急に着手しても、運用の開始は令和 14 年度以降となるため間に合わない

注. 番号は「西八千代地区小中学校等対策検討委員会報告書（令和 4 年 10 月）」7 頁参照

(2) 「既存施設活用での対応」について

「学校新設での対応」が困難であることから、次善の策として「既存施設活用での対応」について検討を行った。その過程において、当該地区に隣接する既存の市立小中学校については、今後、児童生徒数の減少に伴う統合等が必要となり、空き校舎の活用が見込めること、また、県教育委員会が「県立高校改革推進プラン」（令和4年3月）において、「県立高校の適正規模・適正配置」の「具体計画の方向」として、「都市部では、1校当たりの適正規模を原則1学年6～8学級とし、適正規模に満たない学校や同じタイプの学校が近接している場合については、統合による多様な学びへの変換や新たなタイプの学校への再編を検討」するとしており、当該地区の高校の校舎を活用できる可能性があることから、これらを基本として、さらに検討を進めることとする。（→「1①」）

(3) 「学校増築での対応」について

「既存施設活用での対応」を基本とした場合においても、生徒数や施設等の状況により、改修や増築は必要になると見込まれることから、併せて検討を進めることとする。（→「1②」）

(4) 「学区変更での対応」について

小学校対策の検討段階で、学区変更のみでの対応は困難であると判断していること、また、生徒の通学の安全確保や保護者・地域住民の理解が必要であることから、本対応については、子供・保護者・地域への影響ができるだけ小さくなるよう、併せて検討を進めることとする。（→「1③」）

3 その他

- (1) 睦中学校については、この中学校対策と密接な関連を有することから、これに係る方針が定まったのち、速やかに今後の対応について検討を開始することとする。
- (2) みどりが丘小学校区内の「緑が丘西1丁目6～17番地」、「緑が丘西2丁目（「シティハウス八千代緑が丘」を含む。）」、「みどりが丘小学校区の吉橋」については、八千代市通学区域審議会による審議を経て、みどりが丘小学校分離新設校の通学区域とされる見込みである。このことを含めた通学区域の詳細や対象学年等については、令和6年度内に教育委員会から示される予定である。